

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	榎列山所 (榎列山所)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月25日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、たまねぎを初めとする露地野菜を中心とした農業経営者が多い。一部では基盤整備は終わっているが山地では高低差があり基盤整備が行われていない。担い手の高齢化も進み若手農家も少ない。地域内の農地は法面が多く草刈り作業を含めた地域資源の維持管理に労働力が必要で省力化を進めるための機械導入や後継者確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては水稻とたまねぎ、レタス、白菜、キャベツ、ブロッコリーの作付けを行っている。地域の所得向上に向けて、肥料価格が高騰している中、機械を共同化し低コスト化を地域全体で進めていく。高齢化が進んでいることから、若手によるオペレーターの育成、地域内の農作業を若手オペレーターに委託するシステムの構築を図りたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備が行われていない現状では耕作可能な農地から耕作放棄田が出ないように担い手に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備事業を実施したいが、複数集落がまとまる必要があるため、話は進んでいない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地域から就農希望者を確保出来るようにいき若い担い手、新たな担い手の確保に務める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
WCS用稲については外部のコントラクターにWCS用稲の作業委託をしている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業についてはまだまだ取り組みはないが、将来的には必要である為、まずは地域の担い手にモデル経営体となってもらい地域に拡大していく。